

○島根県警察における国庫支弁に係る旅行命令等の権限の委任に関する訓令

(平成7年4月10日島根県警察訓令第8号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号。以下「府令」という。）第4条第2項及び第4項の規定に基づき、国庫支弁に係る旅行命令等（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第4条第1項に規定する旅行命令等をいう。以下同じ。）の権限の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令権者)

第2条 府令第4条第2項の規定により、警察本部長は、各所属における旅行命令等の権限を、別表の旅行命令権者の欄に掲げる者（以下「旅行命令権者」という。）に委任する。

2 府令第4条第4項の規定により、警察本部長の職務を代理する者は、警務部長とし、警務部長が事故により不在の場合は、当該所属を所掌する部長とする。

3 府令第4条第4項の規定により、旅行命令権者の職務を代理する者は、当該旅行命令権者が指定した官職にある者とする。

4 旅行命令権者は、前項に規定する指定をしたときは、別記様式により代理する理由、期間、職員等を警務部会計課長に通知するものとする。

附 則

この訓令は、制定の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成15年2月25日島根県警察訓令第6号）

この訓令は、平成15年3月7日から施行する。

附 則（平成16年8月10日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成16年8月18日から施行する。

附 則（平成21年9月18日島根県警察訓令第35号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第16号）

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和5年4月6日島根県警察訓令第16号）

この訓令は、制定の日から施行する。

別表（第2条関係）

旅行命令権者	旅行命令等を受ける者
本部内各課長	課長を除く課員
刑事部科学捜査研究所長	所長を除く所員
島根県警察交通機動隊長	隊長を除く隊員
島根県警察高速道路交通警察隊長	〃
島根県警察機動隊長	〃
島根県警察学校長	校長を除く職員及び生徒
各警察署長	署長以下署員
職員以外の者への旅行依頼を要する事務を所掌する所属の長	職員以外の者

別記様式 〔略〕